ID:　166

担当部署:　企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	目的外使用の使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市民会館条例　第14条第1項
例規番号	昭和38年条例第29号

【根拠条文】

（目的外使用）

第14条　許可を受けて会館の一部を目的外に使用しようとする者は、別に市長が定める使用料を納付しなければならない。

2　市長において必要と認めるときは、前項の使用者から保証金を納付させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日